

お子さまの健康を守るために 計画的に予防接種を受け、感染症を予防しましょう

定期予防接種は、無料で接種することができます。私たちの身の回りには、多くの感染症がありますが、予防接種を受けることで、事前に感染自体を、または感染した場合の重症化を防ぐことができるものがあります。予防接種を受け、感染症を予防しましょう。

料金 無料（接種期限を過ぎている場合は有料）

持ち物 実施通知書、予診票、母子健康手帳、体温計
* 転入などにより、日立市の予防接種の実施通知書を持っていない方は、早めに問い合わせてください。

その他

- 接種を忘れていないものがないか、母子健康手帳で接種履歴を確認しましょう。
- 予防接種を受ける際には、接種間隔や接種期限を確認し、体調の良い時に接種するようにしましょう。
- 定期予防接種は、市外の協力医療機関でも受けられます。希望される方は事前に問い合わせてください。

問合せ 健康づくり推進課

TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

【定期予防接種一覧】

予防接種の種類	接種回数	接種期限
ロタウイルス	2回または3回 ワクチンの種類により異なります	1価：生後6週0日から生後24週0日（初回接種は、いずれも生後2か月～14 5価：生後6週0日から生後32週0日 週6日未満が望ましい）
BCG	1回	1歳未満
4種混合	4回	生後3か月～7歳6か月未満
B型肝炎	3回	1歳未満
ヒブ	1～4回	生後2か月～5歳未満（初回接種は、生後2か月～7か月未満が望ましい）
小児用肺炎球菌	接種開始月齢により異なります	
水痘	2回	1～3歳未満
麻しん風	1期	1～2歳未満
しん混合	2期	小学校就学1年前
日本脳炎 *①	1期	生後6か月～7歳6か月未満（通知は3歳になった翌月に発送） *平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで接種可能 *平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方は、9～13歳未満の間に接種可能
	2期 *②	9～13歳未満 *平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで接種可能
2種混合	1回	11～13歳未満
子宮頸がん *③	3回	小学6年生～高校1年生に相当する女子

- *① 全国的に日本脳炎ワクチンの供給量が少ないため、供給が安定するまでの間、1期1、2回目の接種を優先することとなっています。ただし、接種期限に近い方には、期限を過ぎないように接種を行います。
- *② 9歳になられた方へは実施通知書を発送していますが、ワクチンの供給量が少ないため、今年度は発送を見送り、次年度に発送する予定となりますのでご了承ください。
- *③ 平成25年6月14日から、積極的勧奨を差し控えています。接種を希望する方は問い合わせてください。

任意予防接種でも、おたふくかぜの予防接種については、費用が一部助成されます。詳しくは問い合わせてください。



予防接種のスケジュール管理には、「予防接種らくらくスケジューラー」が便利です！

無料の携帯アプリ「予防接種らくらくスケジューラー」は、予防接種のスケジュール管理や組み立てを自動的に行い、メールでお知らせするほか、妊産婦期のサポートメール配信や母子関連のイベント情報を掲載しています！

**利用
方法**

- ① **まずは登録** 右のQRコードを読み込むか、URL (<https://www.city.hitachi.lg.jp/mobile/shimin/002/005/p051434.html>) にアクセスし、ニックネームやお子さんの生年月日（出産予定日）などを登録
- ② **接種日を入力** ワクチンごとに接種した日を入力して完了！



ひとり親家庭のお父さん・お母さんの資格取得を支援します！ 高等職業訓練促進給付金などのご案内

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関などで受講する期間において、給付金を支給します。

令和3年度に限り、修業期間や対象資格が拡充されます。

利用を希望される方は、事前に子育て支援課までご相談ください。

対象

市内に住所がある父子家庭の父または母子家庭の母で、次の要件を全て満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
- 養成機関において1年以上（令和3年度に限り6か月以上）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる



対象資格

看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

* 令和3年度に限り、6か月以上の訓練を必要とする民間資格（デジタル分野の資格や講座、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座など）の取得も対象

給付額

	非課税世帯	課税世帯
訓練促進給付金 (対象期間中毎月支給)	100,000円	70,500円
修了支援給付金 (修了後に支給)	50,000円	25,000円

* 訓練促進給付金は、修業する期間の全期間（上限4年）

問合せ 子育て支援課 内線 323

母子家庭等自立促進講習会を実施します！

① 家庭生活支援員養成講習会

とき 6月5日、19日、7月3日、17日の土曜日
* その他、平日に実習（3時間）があります。
詳しくは茨城県母子寡婦福祉連合会にお問い合わせください。

ところ 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター会議室（水戸市）

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方

定員 20人

料金 無料（交通費の一部補助あり）

② 介護職員初任者研修

とき 6月13日～10月3日の日曜日
各日午前9時～午後5時（全14回）

ところ 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター会議室（水戸市）

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、全日出席でき、今後就労を希望するかた

定員 20人

料金 6,392円（テキスト代など）（交通費の一部補助あり）

申し込み

①は5月21日(金)、②は5月28日(金)までに、申込書(子育て支援課にあるほか、茨城県母子寡婦福祉連合会のホームページからダウンロードできます)を郵送かFAXで、茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター 〒310-0065 水戸市八幡町 11-52 FAX 029-221-8618 TEL 029-221-8497へ *託児あり(2歳以上。事前に申し込みを)。